

議案第 128 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成16年伊賀市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上野緑ヶ丘テニスコート」を「上野緑ヶ丘テニスコート」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「次」を「指定管理者は、次」に改め、同条第3号中「もの」を「場合」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「体育施設」を「指定管理者は、体育施設」に、「指定管理者は、使用」を「体育施設の使用」に、「取り消す」を「取り消し、体育施設の使用を制限し、又は体育施設から退去させる」に改め、同条第2号中「使用許可の」を「第6条の規定により付した」に改め、同条第4号中「又は」を「に違反し、又は」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「指定管理者」を「前項の規定にかかわらず、指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条第3項中「体育施設の」を削り、同条を第10条とする。

第12条中「認めた」を「認める」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「還付し」を「返還し」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「より」の次に「体育施設を」を加え、同条第2号中「第9条第3号」を「第8条第3号に該当すること」に、「使用」を「体育施設の使用の許可」に改め、同条第3号中「使用の」を「体育施設の使用の」に、「許可の」

を「当該使用の許可の」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「体育施設の」を削り、「特殊」を「体育施設の使用に当たって、当該体育施設に特殊」に、「しよう」を「設けよう」に改め、同条第2項中「使用終了後、直ちに」を「、体育施設の使用を終了したときは、当該体育施設及びその設備を速やかに」に、「使用の」を「第8条の規定により使用の」に、「取り消されたときも同様」を「取り消され、使用を制限され、又は退去させられたときも、同様」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「使用者は」の次に「、施設」を加え、同条を第14条とする。

第16条中「使用の」を「体育施設の使用の」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

別表第1中「第10条」を「第9条」に、「上野緑ヶ丘テニスコート」を「上野緑ヶ丘テニスコート」に改める。

別表第2中「第11条」を「第10条」に改め、同表青山グラウンドの部を次のように改める。

青山グラウンド	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	210
				一般	410
		半面使用	1時間	中学生以下	110
				一般	210
		照明設備	1時間	A陸上競技	2,550
				B野球	1,530
				Cサッカー	1,530
				Dソフトボール	1,020
		屋内多目的グラウンド	1面1時間	中学生以下	160
				一般	310
	照明設備	1面1時間		510	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の体育施設の使用に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。